

容器包装リサイクル法に基づく 再商品化事業の運用状況について

平成25年10月15日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 日本容器包装リサイクル協会の主な業務内容

容器包装リサイクル法の指定法人として、再商品化事業の適正かつ効率的な実施を目的に、特定事業者・市町村・再商品化事業者と連携した事業を推進している。さらに特定事業者・消費者を対象に、容器包装リサイクル制度の普及・啓発事業も合わせて行っている。

	対象	主な業務内容
再商品化の適正な実施	特定事業者 74,371社 (24年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の管理(事業者名、委託料金額、支払い状況 等) ・再商品化委託料の徴収、精算 ・特定事業者の公開、国への情報提供
	引き渡し市町村 1,541市町村 (24年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・分別基準適合物の引渡し状況の管理(引渡し申込量に対する進捗 等) ・分別基準適合物の品質検査と改善指導 ・再商品化委託料の徴収(市町村負担分) ・有償入札、資金拠出制度による資金拠出
	再商品化事業者 227社 (24年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査、入札選定 ・再商品化状況の管理(引取り量、再商品化量、販売量 等) ・再商品化委託料の徴収(有償入札分) ・不適正行為、不正行為の摘発、処分
普及・啓発	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、会報による情報開示(容リ法の意味、特定事業者の再商品化義務履行状況、再商品化状況 等) ・説明会、講演会の実施 ・オンラインによる申込、契約締結の推進 ・海外における容器包装リサイクル状況の調査・研究 ・問い合わせ、苦情対応と業務改善へのフィードバック(コールセンター)

2. 再商品化事業の進展状況

* 詳細: 関連資料集 参照

一般廃棄物総排出量の減少と最終処分場の延命化は、確実に進展している。
特定事業者・市町村・再商品化事業者の連携による容器包装リサイクル制度も大いに貢献しているものと思われる。

(1) 一般廃棄物総排出量の推移

5,483万トン(平成12年度:最大) ⇒ 4,811万トン/年(平成20年度) ⇒ 4,539万トン/年(平成23年度)に減少

(2) 一般廃棄物最終処分場の残余状況

残余容量は、142百万m³(平成7年度) ⇒ 122百万m³(平成20年度) ⇒ 114百万m³(平成23年度)に減少。
残余年数は、8.5年(平成7年度) ⇒ 18.0年(平成20年度) ⇒ **19.3年**(平成23年度)に延命化。

(3) 特定事業者の申込状況

申込事業者数は、59,449社(平成12年度) ⇒ 71,329社(平成20年度) ⇒ **74,371社**(平成24年度)に拡大。
再商品化実施委託料は、480億円(平成18年度:最大) ⇒ 400億円(平成20年度) ⇒ 403億円(平成24年度)

* 全体の**92.6%**はプラスチック

(4) 市町村からの引渡し量推移

4素材合計は、456千トン(平成12年度) ⇒ 1,117千トン(平成20年度) ⇒ 1,221千トン(平成24年度)に増加
(うちプラスチック) 67千トン(平成12年度) ⇒ 604千トン(平成20年度) ⇒ 651千トン(平成24年度)に増加

(5) 各素材の落札単価の推移(単位:円/トン)(平成20年度vs平成24年度比較)

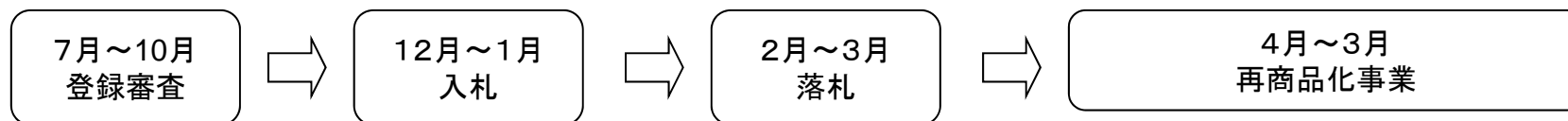
・ガラスびん無色	3,807 ⇒ 4,253	・紙製容器包装	574 ⇒ 5,833
茶色	4,489 ⇒ 4,642		* 平成22年度より有償化
その他色	6,421 ⇒ 6,087	・プラスチック	64,494 ⇒ 55,773
・PETボトル	-45,118 ⇒ -48,890	容器包装	

* 平成18年度より有償化

3. 入札制度の運用状況について

(1) 入札制度の仕組み

【再商品化事業者選定の流れ】



○再商品化事業者を対象に登録説明会(7月上旬)を実施し、提出された登録申請書類(7月末日締切)を、「事業者登録規程」に基づいて審査します。翌年度再商品化事業を委託するだけの能力と基盤のある再商品化事業者を選定します。(10月)

○市町村からの翌年度申込(11月下旬)の後、登録審査に合格した再商品化事業者を対象に入札説明会(12月中旬)を実施します。

全国各市町村指定保管施設ごとに、施設情報・素材ごとの申込量の全情報を、入札条件リストとして、速やかに、全登録事業者に情報開示します。

○登録事業者は、全国の情報の中から再商品化事業が可能な市町村指定施設を選定し、コスト計算のうえ入札を行います。(1月下旬 不正アクセス防止・改ざん不可能な原本性保証サーバーによる電子入札)

○主務省庁立会いの下、指紋認証による開札式(1月下旬)が行われます。

協会内で落札判定会議(2月中旬)が実施され、落札事業者選定手順の適正性を確認のうえ、落札事業者を決定します。(原則:逆有償の素材については最安値。有償の素材については最高値の札に落札されます)結果は、速やかに関係する市町村並びに落札した再商品化事業者に通知されます。

○落札結果通知(2月中旬)された再商品化事業者並びに市町村は、4月の再商品化事業開始に向けて実務協議を行います。(3月)

協会は、市町村と業務実施に関する覚書・契約書の締結。再商品化事業者と再商品化委託契約書の締結。

(2)プラスチック製容器包装における材料リサイクル優先の仕組みと現状

■入札選定における優先の仕組み

- 優先枠＝市町村引渡し量の上限50%を設定
- 優先落札対象事業者を「総合的評価」により定量的に評価し、優先落札可能量のうち、より優位に入札できる比率を事業者ごとに決定する。

■総合的評価

- ①リサイクルの質・用途の高度化(配点:50点)
評価項目:単一素材化・品質管理手法・主成分濃度等 7項目
- ②環境負荷の低減効果等(配点:30点)
評価項目:環境負荷データ把握・環境管理手法等 3項目
- ③再商品化事業の適正かつ確実な実施(配点:20点)
評価項目:使途明示・利用先名公表・見学推進活動等 5項目

(平成24年度)	材料リサイクル		ケミカルリサイクル		合計
協会引取量	33.3万トン	<u>51.2%</u>	31.8万トン	<u>48.8%</u>	65.1万トン
再商品化製品量	16.8万トン	<u>38.6%</u>	26.7万トン	<u>61.4%</u>	43.5万トン
落札単価	<u>69,789円/トン</u>		<u>40,481円/トン</u>		<u>55,773円/トン</u>

(3)PETボトル入札制度の見直し

【PETボトル入札制度検討会の結論】

平成26年度以降のPETボトル入札制度は、年2回の入札制度とすべき。

結論に至るまでの経緯

①平成24年度再商品化事業者の再選定

- ・期中において発生したバージン樹脂価格の下落が再商品化製品の販売不振に繋がり市町村保管施設からのペール引取継続が困難になる状況が発生した。
- ・19社の再商品化事業者(落札事業者56社)が引き取り辞退し282指定保管施設(1/3)の再商品化事業者を再選定し、市町村からの引取を継続して実施した。

②平成25年度年2回入札の実施(暫定措置)

- ・相場変動の激しいバージンPET樹脂に強く影響を受けるとされる再生PET樹脂の入札のあり方を検討することを前提に、平成25年度については暫定的に年2回入札することとした。

③平成26年度以降の「PETボトル入札制度検討会」の立上

- ・有識者・経済金融アナリスト・特定事業者・再商品化製品利用事業者・市町村から構成する「PETボトル入札制度検討会」を立上げ、以下の検討を実施した。(平成25年2月～9月:5回)

【検討の範囲】

- ・平成24年度協会対応結果の検証
- ・複数回入札方式の検討
- ・相場変動対応方式(価格フォーミュラ方式)の検討
- ・平成25年度年2回暫定対応結果の検証

* 検討のベースとして、市町村・再商品化事業者・再商品化製品利用事業者からのアンケートや、再商品化事業者からのヒアリングも実施し、課題の整理を行った。

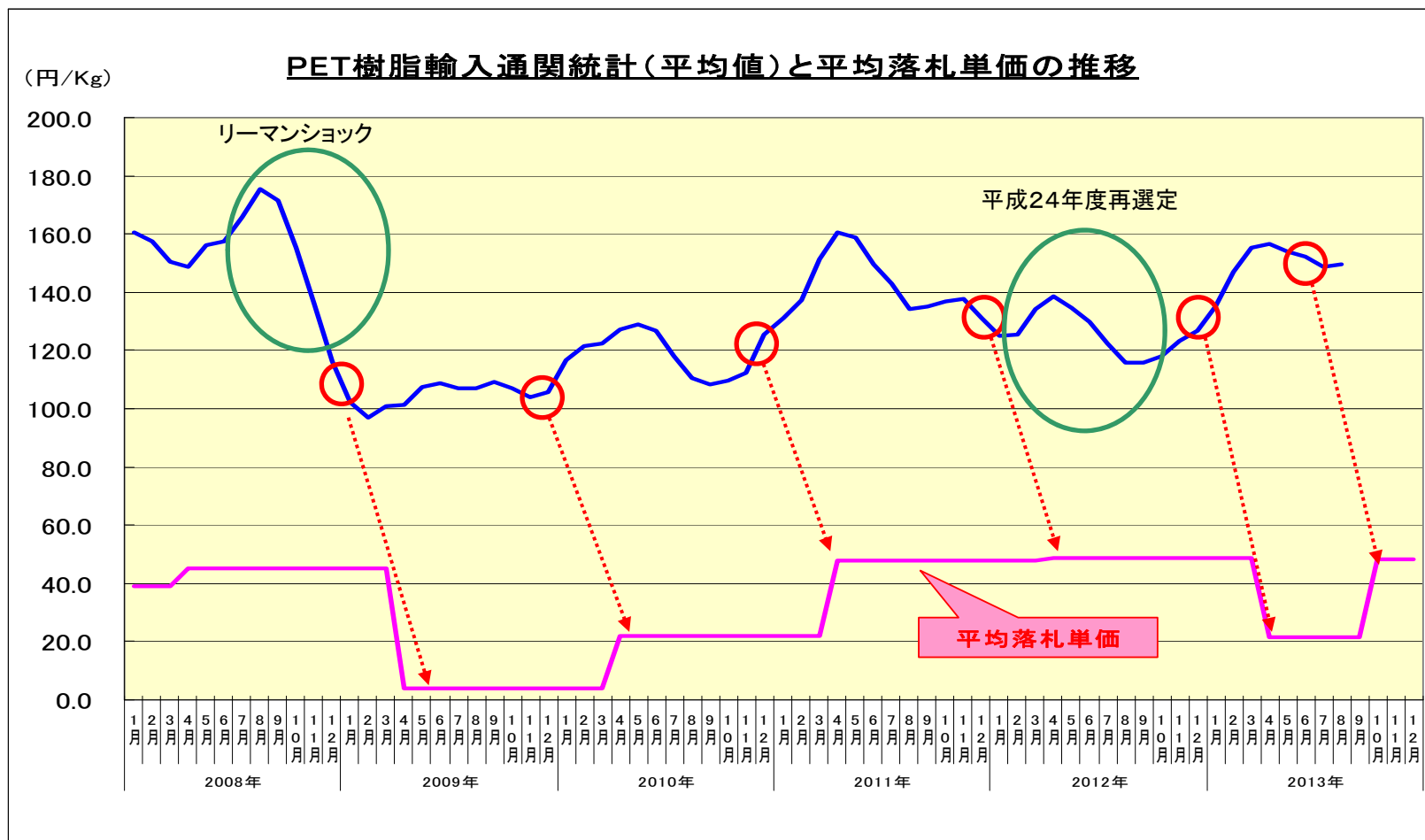
④検討会の答申内容(平成25年9月26日)

- ・バージン相場変動に伴う価格フォーミュラ方式では、相場変動への対応が充分ではなくまた公平性・公正性にも難点が認められた。
- ・年2回入札であれば、半年単位での自由競争を前提とした公正な入札が期待できる。
- ・検討会として、平成26年度以降も年2回入札制度とすべきであるとの結論になった。

入札時のバージン樹脂市況と平均落札単価との関係

入札価格は、入札時のバージン樹脂市況の動向を反映する傾向
 平成24年度向け入札が異なる動きで、高値入札となる。(再選定へ)

- 月別バージン樹脂市況
- 平均落札単価
- 入札価格への反映
- 入札時期12月～1月



4. 協会の普及啓発活動について

① 容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会の実施

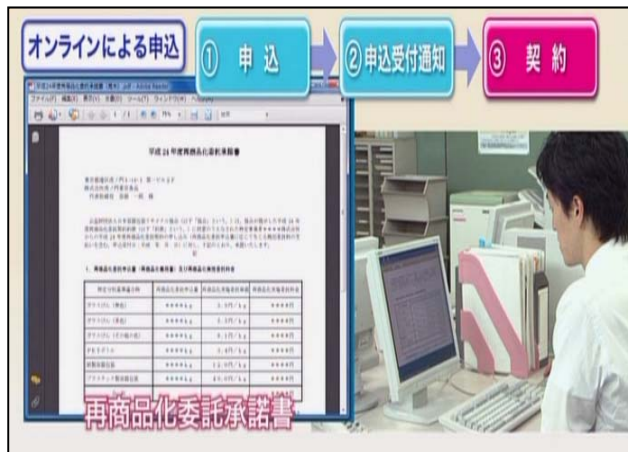
日本商工会議所・全国商工会連合会との連携した取組みを全国20ヶ所規模で実施
 平成22年度：17ヶ所（参加者数700名）、23年度：20ヶ所（1,000名）、24年度：21ヶ所（1,300名）

② 日本商工会議所・全国商工会連合会を通じた地域事業者へのアプローチ

・地域ごとの義務履行者リスト提供を通じた地域事業者指導の強化
 規模：全国の商工会議所：515ヶ所、全国の商工会：1,760ヶ所

③ 啓発活動の展開

- ・オンライン申込の推奨（正しい申込に繋がる）
- ・普及啓発DVDや動画の紹介による制度に関する周知徹底



特定事業者向けDVDを制作しました。

容器包装リサイクル制度と事業者の役割／再商品化委託申込手続きマニュアル

当協会では、容器包装リサイクル制度や実際の再商品化委託申込手続きに關してよりご理解を深めていただくことを目的に、特定事業者向けDVDを制作しました。

基本編 「容器包装リサイクル制度と事業者の役割」
 とある食品メーカーを例に、新人担当者や営業の掛け合いを通じて、容器包装リサイクル制度、特定事業者、委託料金、容器包装リサイクル法の成果等を基本から学べる内容です。（約14分）

実務編 「再商品化委託申込手続きマニュアル」
 実務編では、基本編で登場した食品メーカーの新人担当者が、実際の再商品化委託申込を行います。再商品化委託申込用紙の記入方法、請求書の見方など、実際に再商品化委託申込等の実務を行う担当者様向けの内容です。（約43分）

★当協会ホームページでも動画視聴しております。
 当協会ホームページ>特定事業者関係情報>動画で見る>特定事業者向けDVD
<http://www.jpca.or.jp/nandaka/comp/ghd/index.html>

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 全国本部 〒113-0032 東京都文京区 03-5622-0004 FAX 03-5622-0005 (2018年1月)

④消費者向けHPコンテンツの制作と情報発信

■容器包装リサイクル法をわかりやすく学べるHPコンテンツの制作

容器包装リサイクルについて、小中学生・消費者から企業・事業者の方まで楽しく、分かりやすく、体系的に学ぶことができるコンテンツです。

Enjoy Study!!

このコンテンツは容器包装リサイクルに関する法律や、制度をわかりやすく学ぶためのコンテンツです。小・中学生の学習、地域での勉強会、企業の担当者の業務などにもご活用ください。

容り法って何だろう？

Let's Learning!

- 容り法はなぜできたの？
- 容器包装ってなに？
- だれがリサイクルに関わっているの？
- リサイクルの流れを見てみよう
- リサイクル工場見学
- どんな製品に生まれ変わるの？
- 容り法ができて変わったことは？

Let's Try クイズで遊ぼう

Base Problem **基本**

Applide Problem **応用** 企業・事業者の方向け

コンテンツに使っているイラスト・写真をダウンロードできます

素材集はこちら

もっと学ぼう Learn More!

小中学生・消費者のみなさんへ

企業・事業者のみなさんへ

●クイズで遊ぼう
「基本」と「応用」があります
結果がランキング表示されます

●素材集
画像データをダウンロードできます

●もっと学ぼう

●容り制度の基本を学ぼう

Learn More! もっと学ぼう

1 わたしたちにできることは？

3R

- Reduce** リデュース **ごみを減らす**
- Reuse** リユース **繰り返し使う**
- Recycle** リサイクル **資源の再利用**

買ひものはMYバックで
レジ袋はいりません!

リユースびん
繰り返し使える牛乳びんやビールびんなどをおのれに戻そう

リサイクルする
リサイクルするリサイクル工場

Learn More! 容り制度の基本を学ぼう

1 だれがリサイクルに関わっているの？

より詳しく学ぶ
容器包装のリサイクルは、いろいろな人の協力で成り立っています。

消費者
・消費財の回収・分別
・分別収集
・ごみを減らす

買う 分けて出す
家庭

作る 売る
企業

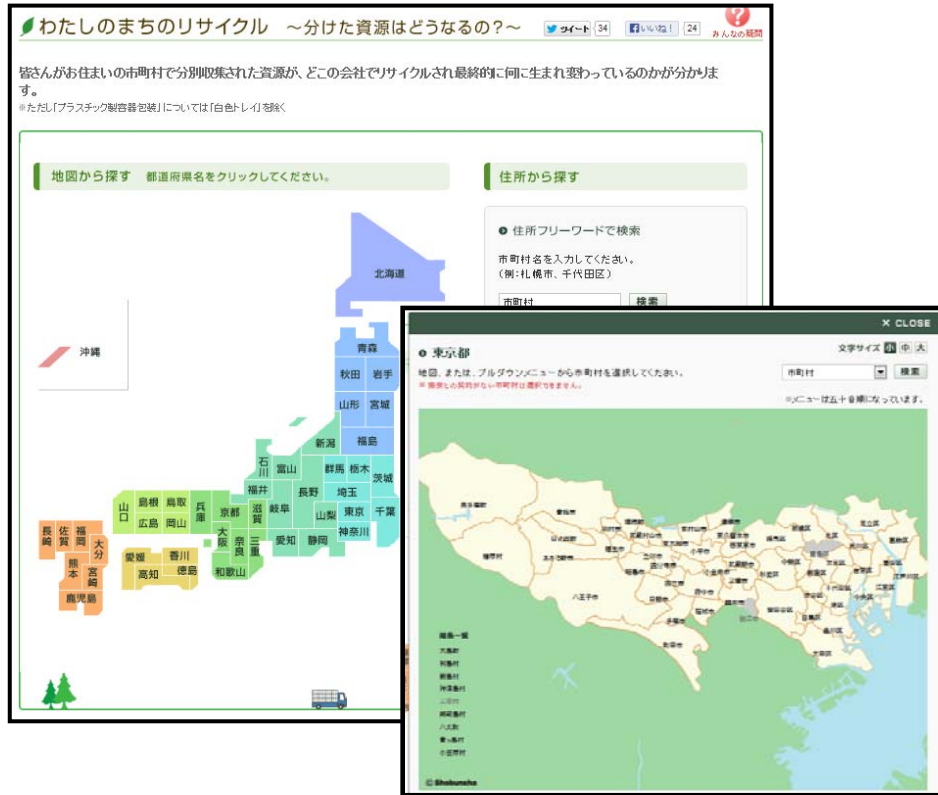
リサイクルする
リサイクル工場
・使用済みの容器包装を回収
・選別して資源

収集する
市町村

市町村
・使用済みの容器包装を回収
・選別して資源

■協会HP「わたしのまちのリサイクル」による消費者のリサイクル意識喚起

日本地図から検索し、自分の町から排出された容器包装廃棄物が何に生まれ変わっているのか確認できるコンテンツです。



東京都中央区

リサイクル製品一覧

25年度のリサイクル予定

平成 25年 3月 31日 現在

24年度のリサイクル実績

	ガラスびん 無色	ガラスびん 茶色	ガラスびん その他	PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製 容器包装 (白色トレイを除く)
引取量	611,330 kg	386,160 kg	704,930 kg	661,910 kg	※検査との長納がありません。	516,960 kg

リサイクル製品をクリックすると詳細情報が確認できます。

リサイクル製品 (再商品化製品利用製品)	
ガラスびん 無色	ガラスびん
ガラスびん 茶色	ガラスびん
ガラスびん その他	ガラスびん ガラス繊維
PETボトル	 繊維、シート、ボトル、成形品、その他(結束バンドなど) ※全国で製造されているリサイクル製品を示しています
プラスチック製 容器包装 (白色トレイを除く)	ケミカル リサイクル 工業原料(カ 化)

【関連資料集】

1. 平成24年度再商品化事業の流れ
2. 特定事業者に関するデータ
 - ・再商品化実施委託単価
 - ・特定事業者申込社数
 - ・特定事業者からの受託量
 - ・再商品化実施委託料
 - ・抛出委託料
3. 市町村に関するデータ
 - ・市町村からの引取量
 - ・引取市町村数／保管施設数
 - ・市町村からの受託料
4. 再商品化事業者に関するデータ
 - ・落札単価（加重平均）
 - ・再商品化事業者への委託料総額
 - ・再商品化事業者の登録・落札状況
5. 平成24年度再商品化製品の利用状況
 - ・ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装
6. その他データ
 - (1) 市町村への合理化抛出金額の経年推移
 - (2) 合理化抛出金関連数値の経年推移
 - (3) 有償抛出金額の経年推移

2. 特定事業者に関するデータ

■ 特定事業者関連データ

特定事業者

特定事業者がリサイクル(再商品化)を委託する場合、「再商品化実施委託料」と「抛却委託料」を、協会へお支払いいただきます。

再商品化実施委託単価

特定事業者 ▶ 協会

● ガラスびん 無色 ● ガラスびん 茶色 ● ガラスびん その他
● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



特定事業者申込社数

特定事業者 ▶ 協会

(単位:社)

	9年度	12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラスびん	459	3,803	3,715	3,688	3,547	3,479	3,367	3,334
(無色)	(407)	(3,208)	(3,145)	(3,132)	(3,020)	(2,967)	(2,890)	(2,861)
(茶色)	(241)	(1,722)	(1,667)	(1,639)	(1,577)	(1,538)	(1,467)	(1,437)
(その他)	(209)	(1,548)	(1,349)	(1,315)	(1,260)	(1,220)	(1,197)	(1,163)
PETボトル	198	962	1,292	1,353	1,353	1,340	1,319	1,306
紙	—	41,206	52,597	52,519	52,902	53,928	55,064	56,648
プラスチック	—	56,944	69,117	69,201	69,976	71,666	71,903	72,306
総数	500	59,449	71,409	71,329	72,014	73,557	73,659	74,371

*1社で複数素材の申込みをする場合があるため、「ガラスびん」「総数」欄は単純合計ではありません

特定事業者からの受託量

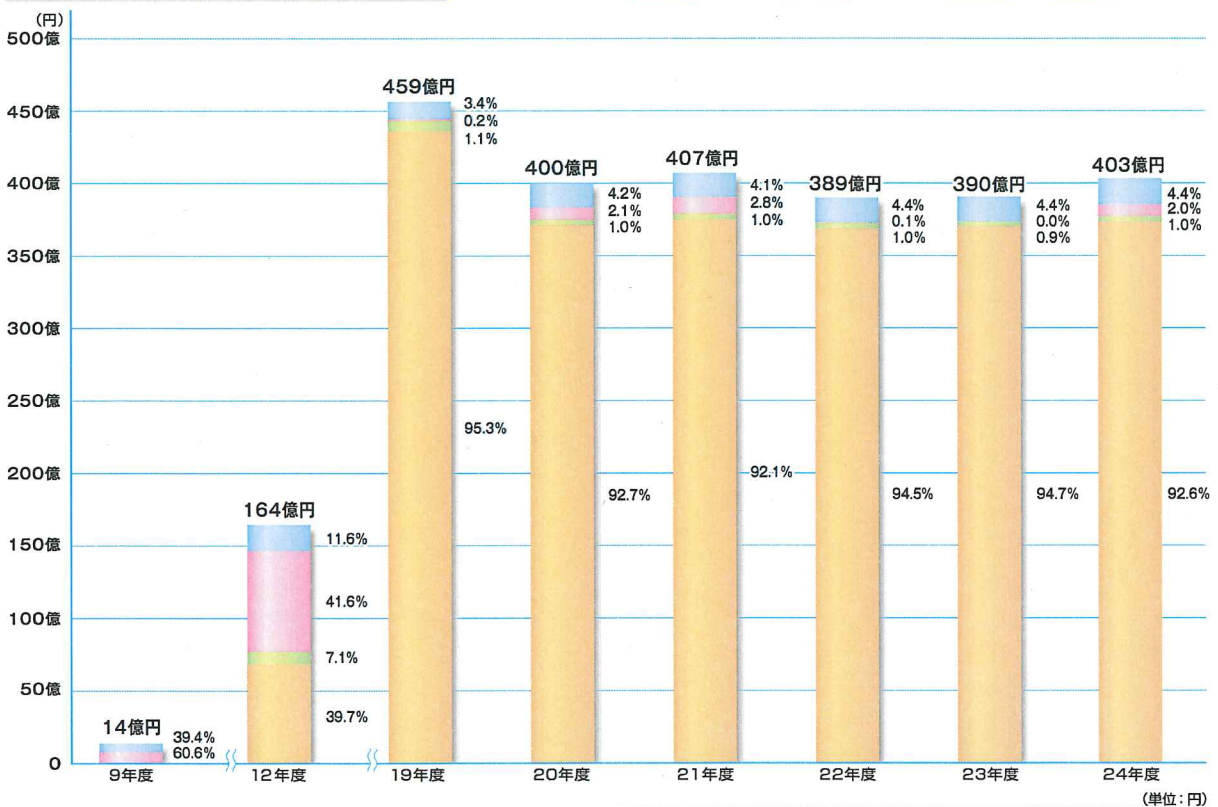
特定事業者 ▶ 協会

(単位:トン)

	9年度	12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラスびん	350,120	375,245	351,915	377,539	396,018	404,265	366,035	367,843
(無色)	(218,790)	(184,713)	(131,666)	(155,078)	(155,076)	(165,913)	(148,871)	(146,308)
(茶色)	(77,529)	(92,992)	(107,754)	(113,982)	(133,560)	(137,345)	(114,059)	(116,041)
(その他)	(53,801)	(97,540)	(112,495)	(108,478)	(107,383)	(101,006)	(103,105)	(105,494)
PETボトル	15,986	96,584	272,850	283,417	257,906	248,932	266,158	289,294
紙	—	47,815	56,364	32,064	33,934	38,001	40,084	41,977
プラスチック	—	151,470	802,036	863,547	853,581	970,578	859,204	941,109
合計	366,106	671,114	1,483,165	1,556,567	1,541,439	1,661,776	1,531,481	1,640,223

再商品化実施委託料

特定事業者 ▶ 協会



	9年度	12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラスびん	564,756,723	1,901,205,977	1,566,572,106	1,661,017,611	1,668,158,908	1,692,488,061	1,720,589,557	1,788,832,351
PETボトル	867,144,958	6,850,407,025	88,720,531	856,562,592	1,140,372,715	53,517,745	5,438,120	800,067,677
紙	—	1,170,079,250	505,614,961	384,822,346	411,845,984	390,454,575	359,430,301	381,485,328
プラスチック	—	6,525,995,022	43,710,485,826	37,113,963,014	37,470,784,059	36,780,864,368	36,896,956,042	37,328,486,172
合計	1,431,901,681	16,447,687,274	45,871,393,424	40,016,365,563	40,691,161,666	38,917,324,749	38,982,414,020	40,298,871,528

抛却委託料

特定事業者 ▶ 協会

「抛却委託料」は、「市町村への資金抛却制度」(第10条の2)により、特定事業者から市町村へ「合理化抛却金」として支出されます

抛却委託単価	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラスびん(無色)	0	0	0	0	0
ガラスびん(茶色)	0	0	0	100	100
ガラスびん(その他)	0	0	0	300	200
PETボトル	1,300	600	1,500	500	300
紙	1,900	900	1,300	400	400
プラスチック	10,600	11,100	10,300	2,700	1,600

合理化抛却金	20年度分(21年支払い)	21年度分(22年支払い)	22年度分(23年支払い)	23年度分(24年支払い)
ガラスびん(無色)	0	0	0	0
ガラスびん(茶色)	0	0	0	4,381,385
ガラスびん(その他)	0	0	0	19,923,125
PETボトル	326,457,913	88,247,451	340,433,146	112,393,488
紙	56,052,608	26,396,254	44,671,017	13,124,240
プラスチック	9,102,079,214	9,220,349,531	9,586,817,625	2,293,050,180
合計	9,484,589,735	9,334,993,236	9,971,921,788	2,442,872,418

3. 市町村に関するデータ

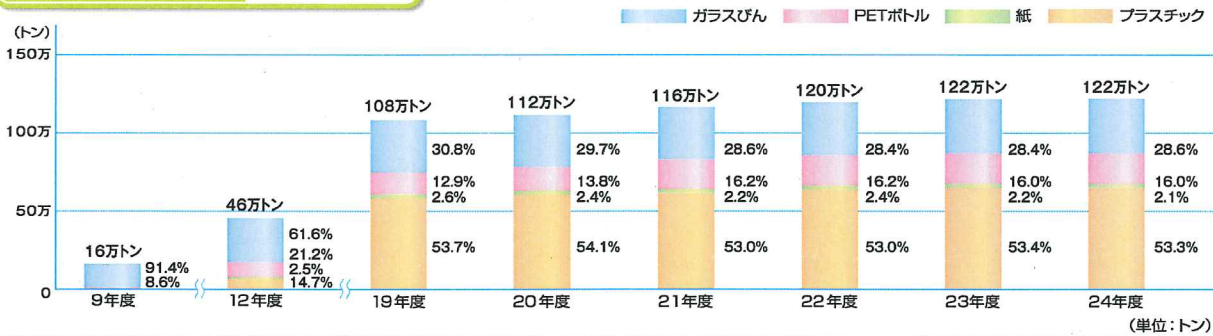
市町村関連データ

市町村

市町村は、分別排出を消費者に呼びかけ、家庭から出された容器包装ごみを収集し、リサイクルしやすいように選別・圧縮・梱包して保管します。協会は市町村との契約に基づいて引取り、リサイクル(再商品化)を実施します。

市町村からの引取量

市町村 ▶ 協会



	9年度	12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラスびん	148,363	280,878	333,373	332,109	333,462	339,990	345,368	349,443
PETボトル	14,014	96,652	140,013	153,732	188,783	194,205	194,996	194,777
紙	—	11,243	27,860	26,814	25,554	28,410	26,895	25,581
プラスチック	—	67,080	581,340	604,486	617,151	635,398	650,345	651,351
総数	162,377	455,853	1,082,586	1,117,141	1,164,950	1,198,003	1,217,604	1,221,152

※PETボトルの20年度は、期中追加契約分を含みます

引取り市町村数/保管施設数

市町村 ▶ 協会

	9年度		12年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度契約申込	
	市町村	保管施設	市町村	保管施設	市町村	保管施設	市町村	保管施設	市町村	保管施設	市町村	保管施設	市町村	保管施設	市町村	保管施設	市町村	保管施設
ガラスびん	649	410	1,430	827	1,230	887	1,224	880	1,243	888	1,212	869	1,210	882	1,216	880	1,229	878
(無色)	(525)	—	(1,091)	—	(913)	(642)	(921)	(649)	(928)	(645)	(908)	(637)	(907)	(640)	(910)	(643)	(930)	(652)
(茶色)	(556)	—	(1,201)	—	(969)	(690)	(983)	(694)	(989)	(690)	(951)	(675)	(959)	(689)	(967)	(690)	(981)	(691)
(その他)	(633)	—	(1,341)	—	(1,195)	(854)	(1,184)	(840)	(1,195)	(853)	(1,175)	(841)	(1,175)	(843)	(1,189)	(857)	(1,204)	(862)
PETボトル	443	281	1,707	985	1,082	787	1,137	854	1,211	883	1,186	881	1,176	907	1,180	876	1,198	875
紙	—	—	83	61	154	110	148	107	144	102	147	108	148	109	145	110	150	112
プラスチック	—	—	435	285	988	766	1,017	794	1,028	812	1,033	818	1,043	825	1,045	824	1,067	822
全体	843	588	2,086	1,445	1,571	1,598	1,580	1,664	1,582	1,659	1,547	1,639	1,540	1,675	1,541	1,657	1,548	—

※1つの市町村で複数素材の申込みをする場合があるため、「ガラスびん」「全体」欄は単純合計ではありません

※PETボトルの20年度には、期中追加契約分を含みます

市町村からの受託料

市町村 ▶ 協会

「市町村からの受託料」は、再商品化義務の適用を除外されている小規模事業者が排出する容器包装の再商品化費用です。協会に再商品化を委託する市町村が負担します

(単位: 円)

	9年度	12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラスびん	140,187,348	206,031,634	219,413,864	215,729,603	279,566,546	270,376,258	233,667,638	194,314,671
PETボトル	150,250,012	87,537,055	1,134,618	570,113	536,068	17,068,484	11,004,653	8,005,019
紙	—	39,123,233	6,803,448	16,294,025	19,948,851	17,821,408	6,725,355	2,946,036
プラスチック	—	405,573,210	1,166,847,207	1,412,773,857	1,573,019,751	702,656,609	254,673,065	241,004,001
合計	290,437,360	738,265,132	1,394,199,137	1,645,367,598	1,873,071,216	1,007,922,759	506,070,711	446,269,727
	16.9%	4.3%	2.9%	3.9%	4.4%	2.5%	1.3%	1.1%

※合計下段の%は、再商品化実施委託料全体に占める割合

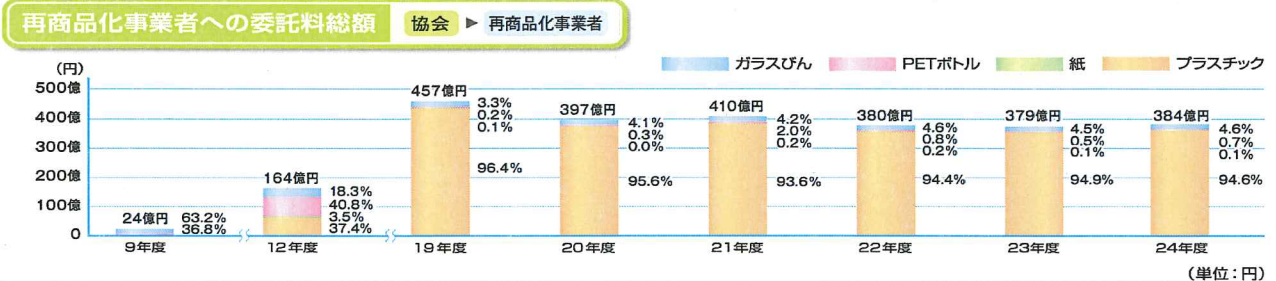
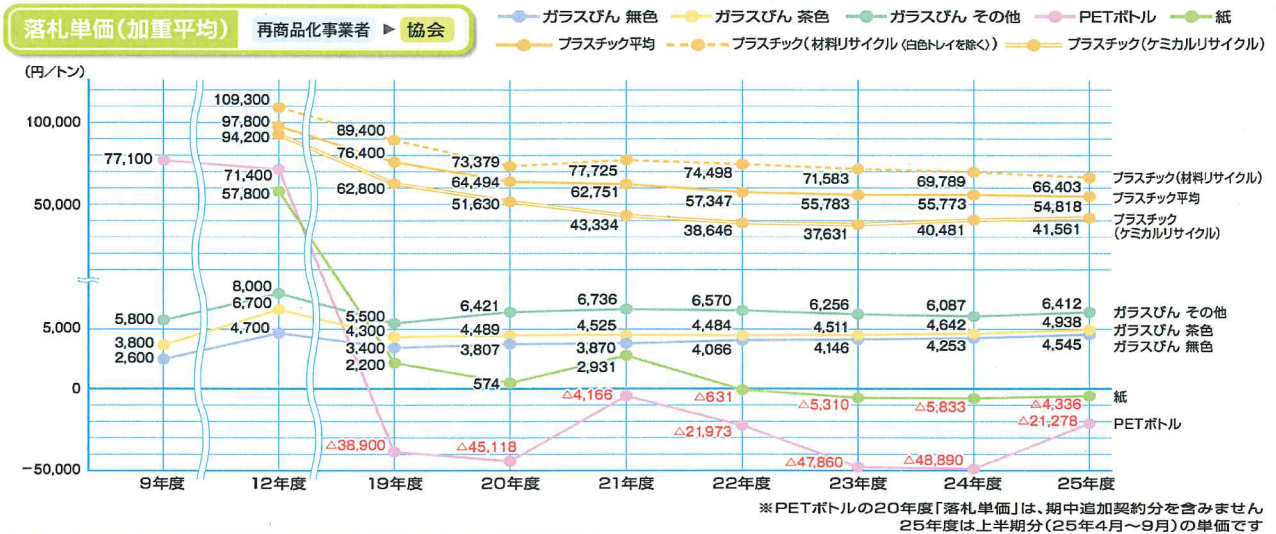
※PETボトルは、15年度以降の小規模事業者分はゼロです。圧縮減容化できない市町村が支払っている運搬費が記載されています

4. 再商品化事業者に関するデータ

再商品化事業者関連データ

再商品化事業者

協会は、リサイクル(再商品化)を再商品化事業者に委託します。登録審査を経て保管施設ごとの一般競争入札で落札した再商品化事業者がリサイクル(再商品化)を行いません。



	9年度	12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラスびん	1,541,895,238	2,998,627,884	1,480,943,280	1,634,230,202	1,721,308,931	1,732,916,420	1,724,942,554	1,757,918,196
PETボトル	898,206,663	6,706,730,225	99,986,118	108,295,322	808,778,304	300,882,547	193,829,139	290,843,262
紙	—	577,036,260	65,502,627	16,006,503	77,057,082	61,918,795	27,595,875	25,983,677
プラスチック	—	6,148,218,002	44,079,752,591	37,920,162,821	38,359,356,326	35,904,870,904	35,979,611,773	36,326,181,702
合計	2,440,101,901	16,430,612,371	45,726,184,616	39,678,694,848	40,966,500,643	38,000,588,666	37,925,979,341	38,400,926,837

再商品化事業者の登録・落札状況 再商品化事業者 ▶ 協会

(単位: 社)

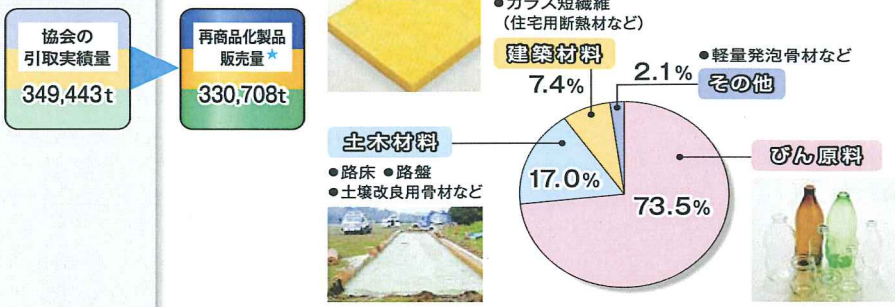
		9年度	12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ガラスびん	登録申込	140	113	100	92	79	72	71	70	67
	登録確定	77	107	95	87	78	72	71	69	65
	落札	39	87	79	75	67	62	60	62	55
PETボトル	登録申込	183	97	68	62	65	70	66	64	67
	登録確定	142	44	61	59	60	61	60	63	61
	落札	29	42	50	51	51	52	52	56	55
紙	登録申込	—	501	88	76	71	72	70	66	66
	登録確定	—	406	79	66	63	67	66	65	66
	落札	—	21	37	46	39	47	41	44	41
プラスチック	登録申込	—	150	123	128	112	108	97	89	80
	登録確定	—	101	105	101	100	98	95	85	80
	落札	—	41	92	82	85	79	74	65	65

※PETボトルの20年度「落札」は、期中追加分を含みます
 25年度の「落札」は上半期分(25年4月～9月)です

5. 平成24年度再商品化製品の利用状況

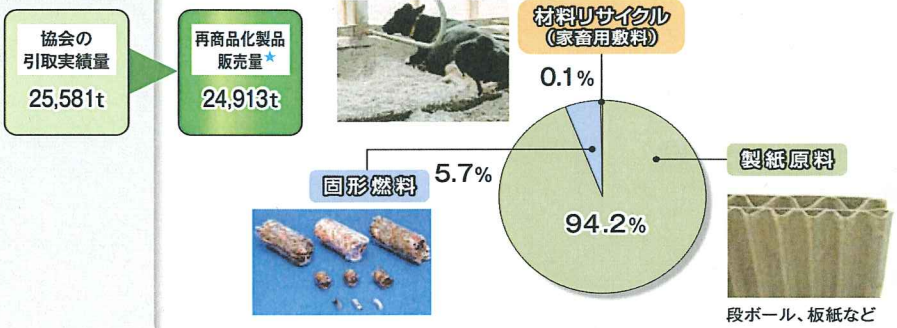
ガラスびん 引き取ったガラスびんのうち73.5%がガラスびん原料となりました。

24年度引取分の
リサイクル(再商品化)製品の利用状況



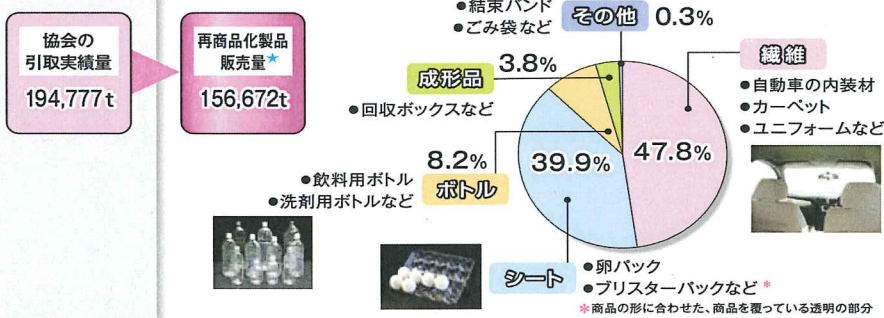
紙 引取量・再商品化製品販売量とも前年度より減少しました。

24年度引取分の
リサイクル(再商品化)製品の利用状況



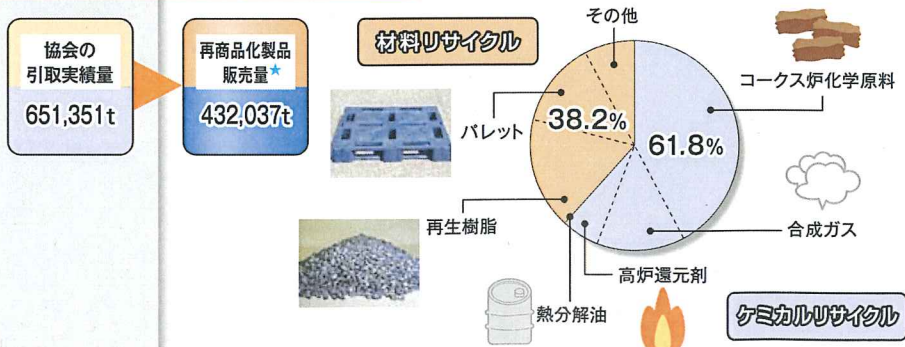
PETボトル 24年度の引取量は19.5万トンで、昨年と同水準でした。しかしながら、まだまだ多くのPETボトルが市町村で独自処理されています。

24年度引取分の
リサイクル(再商品化)製品の利用状況



プラスチック 24年度の引取量は、過去最高の65.1万トンでした。

24年度引取分の
リサイクル(再商品化)製品の利用状況 (白色トレイを除く)



6. その他データ

(1) 市町村への合理化拠出金額の経年推移



単位: 円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ガラスびん(合計)	0	0	0	24,304,510	14,993,248
無色	0	0	0	0	0
茶色	0	0	0	4,381,385	0
その他	0	0	0	19,923,125	14,993,248
PETボトル	326,457,265	88,246,795	340,433,146	112,393,488	51,930,909
紙製容器包装	56,045,755	26,389,998	44,671,017	13,124,240	12,973,222
プラスチック製容器包装	9,102,068,262	9,220,338,824	9,586,817,625	2,293,050,180	1,809,310,228
合計	9,484,571,282	9,334,975,617	9,971,921,788	2,442,872,418	1,889,207,607

(2) 合理化拠出金関連数値の経年推移 (想定額、現に要した費用、合理化拠出金額)



(3) 有償拠出金額の経年推移



以上